

平成30年仙審第6号

裁 決

モーターボートA浸水事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官植松正出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成28年10月25日10時21分

青森県夏泊半島西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.3トン

全 長 6.43メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 73キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、平成10年9月に進水した、最大搭載人員6人のFRP製モーターボートで、船体中央部の右舷側に操縦席を設け、トランサム構造とした船尾中央のモーターウエルに船外機が取り付けられ、モーターウエル右舷側壁にはトランサム上端とほぼ同じ高さに燃料ホース及びセルモータ等への電線を通すため水密ではない貫通孔（以下「貫通孔」という。）が、後部甲板船尾側の両舷水線付近には放水口（以下「船尾放水口」という。）が各舷1箇所にそれぞれ設けられていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、平成28年10月25日07時30分青森県東津軽郡外ヶ浜町に所在するマリーナを発し、同県夏泊半島西方沖合のほたて養殖場（以下「養殖場」という。）付近の釣り場に向かった。

08時10分a受審人は、前示釣り場に至り、養殖場のブイに長さ約20メートルの係留索を用いて係止したのち釣りを行い、その後釣り場を替えながら、09時00分稲生港西防波堤灯台から289度（真方位、以下同じ。）2.1海里の地点付近の養殖場のブイに係止して釣りを続けた。

a受審人は、前示ブイに係止して前部甲板で同乗者2人と一緒に釣りをしていたところ、徐々に波が高くなり、動揺により前部甲板での釣りが困難となったことから、同乗者2人を動揺の小さい後部甲板に移動させ、自身は前部甲板に残って釣りをすることとした。

09時45分同乗者2人が後部甲板に移動して釣りを始めたとき、

a 受審人は、同乗者の移動による船尾喫水の増加と波による船体動揺が相まって、船尾放水口及び貫通孔（以下「開口部」という。）から海水が浸入し、海水が後部甲板及び船体内部（以下「船内」という。）に滞留する状況となったが、これまでの釣行で海水が貫通孔から船体内部に浸入して滞留することは認識していたものの、運航に支障が生じるほど大量の海水が船内に浸入したことがなかったことから、大量の海水が浸入することはないものと思い、開口部を布等で閉鎖するなど、海水浸入の進行防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、徐々に船尾喫水が増加して船尾放水口が水面下となり、海水の浸入量が増大する状況下、ふと船尾への傾斜が強くなっていることに気付き、後部甲板に浸水を認め、付近にいた遊漁船に携帯電話で救援を要請するとともに、同乗者2人と排水作業を行ったが、10時21分稲生港西防波堤灯台から289度2.1海里の地点において、Aは船首を南南西に向けて養殖場のブイに係止したまま、水船状態となった。

当時、天候は曇りで風力2の南西風が吹き、波高約0.5メートルの波があり、潮候は上げ潮の中央期で、視界は良好であった。

その結果、船外機等に濡損を生じ、a 受審人及び同乗者は、来援した遊漁船に救助され、船体は、同船によって青森県稲生漁港にえい航された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件浸水は、夏泊半島西方沖合において、養殖場のブイに係止して釣り中、開口部から海水が浸入し、船内に滞留する状況となった際、海水浸入の進行防止措置が不十分で、船内に大量の海水が浸入したことによ

って発生したものである。

a 受審人は、夏泊半島西方沖合において、養殖場のブイに係止して釣り中、開口部から海水が浸入し、船内に滞留する状況を認めた場合、徐々に船尾喫水が増加して船尾放水口が水面下となり、船内に大量の海水が浸入することがないように、開口部を布等で閉鎖するなど、海水浸入の進行防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまでの釣行で海水が開口部から船内に浸入することは認識していたものの、運航に支障が生じるほど大量の海水が浸入したことがなかったことから、大量の海水が浸入することはないものと思い、海水浸入の進行防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、滞留水の増加により浸水し、船外機等に濡損を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭